



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

〔告示〕 次

- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働六四)

〔告示〕

- 施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件の一部を改正する件(総務二〇一)
- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第一部を改正する件(同一〇一)
- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他の必要な事項を定める件第二項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件(同一〇三)
- 租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件(同一〇四)

- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第一項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件を廃止する件(同一〇五)
- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件(法務一六五)
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六七)
- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六八)
- 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けたベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六九)
- 平成二十五年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件(文部科学七二)

八 六 三

二

二

九

五

八

六

七

八

九

十

官 報

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

第二条第五号の表中ジフェニル（ピロリジン-2-イル）メタノール、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

の塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。
ナフタレンー、—イル、—ベンゾル、—ヒドロカルボン酸、—メタノン、その塩類及びこれらを含有する物
H—ヒドロカルボン酸、—メタノン、その塩類及びこれらを含有する物
第二条第五号の表中一一(四一ヨード一一五ジメトキシフェニル)プロパン一一アミン、そ

○総務省告示第二百一号
電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第十七号）第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針（平成二十三年総務省告示第四百号）の一部を次のように変更し
たので、同条第五項の規定に基づき公表する。
平成二十五年四月三十日

(x) サーバーによる電子計算機(東京圏に多く分散配置)の土形成促進法(昭和六十三年法律第八号)第二十一条第一項に規定する東京圏をいう。以下同様。

(y) 电子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行ふ事業又は委託を受けて運営する自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設(以下「特定情報通信事業施設」という)に設置されるものに限る。)のうち、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供するもの。

(z) ルーター又はスイッチのうち、(x)に掲げる電気通信設備に設置されるもの。

基づき特定情報通信事業施設に設置されるもの。

○総務省告示第二百二号

○平成二十一年総務省告示第四百号(施設整備事業を推進するための基本的な指針)第五項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百一号(電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十五年四月三十日

総務大臣臨時代理

実施計画の認定を申請する者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類(2)から(4)

実施計画の認定の申請
実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類（②から④までに掲げる書類については、基本指針2-(1)又は掲げる電気通信設備を整備する場合に限り、）を添えて提出するものとする。

總務大臣臨時代理
總務大臣 藤田 明義

國務大臣 稲田 朋美

大臣 稲田 朋美

総務大臣臨時代理
國務大臣 稲

國務大臣
稻田朋美

稻田 大園 稲田、朋美
の下に「以下同」

三 実施計画の変更に係る認定の申請
イ 実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第十号の申請書に実施計画の変更理由

二三を次のよう改める。

(2) (1) 東京圏に電波整備してから、各々の事業者によって、次に設置する要件の全てを満たすことを目的として、東京圏における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。
iii) (1) ここで述べる「地域」は、用いる電子計算機と同様に設置されるものであること。

他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複数形を電気通信回線を介して顧客の用に供されること、である。

(1)要件を満たすものでなければならない。
　　(2)サードパーティ用の電子計算機、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類

和六十三年法津第十八号)に規定された東京顧客の情報。以下同じ。)において、(おおむね)同一の機器に保管された電子計算機のデータを、顧客の要求により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の他の当該情報を保管する特種な通信施設。事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の他の当該情報を保管する特種な通信施設。

(4) 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圈（多極分散型）国土形成促進法（昭和三十二年五月二十一日法律第百四十九号）の規定によるものとみなされ、又はその区域に設置されるものと認められる場合は、前項の規定によるものとする。